

平成25年度 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）改定案の概要（1）

緊急事態区分および動員配備の基準の見直し

国の原子力災害対策指針および国の初動マニュアルに合わせて、以下の4区分に改める。

- 1 情報収集事態(フェーズ1)
福井県の立地市町において震度5弱または震度5の地震(福井県で震度6以上の場合を除く。)
- 2 警戒事態(フェーズ2)
福井県において震度6以上の地震または大津波警報
原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置するモニタリングポストで、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたとき 等
- 3 施設敷地緊急事態(フェーズ3)
原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通知があったとき
福井県および滋賀県が設置するモニタリングポストで、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき 等
- 4 全面緊急事態(フェーズ4)
内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づき、「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

緊急時モニタリング実施体制の整備

【災害事前対策】

- 1 国が行う緊急時モニタリングセンターの体制整備に協力することを明記
- 2 国および関係府県等の協力のもと、緊急時モニタリング計画を策定

【緊急事態応急対策】

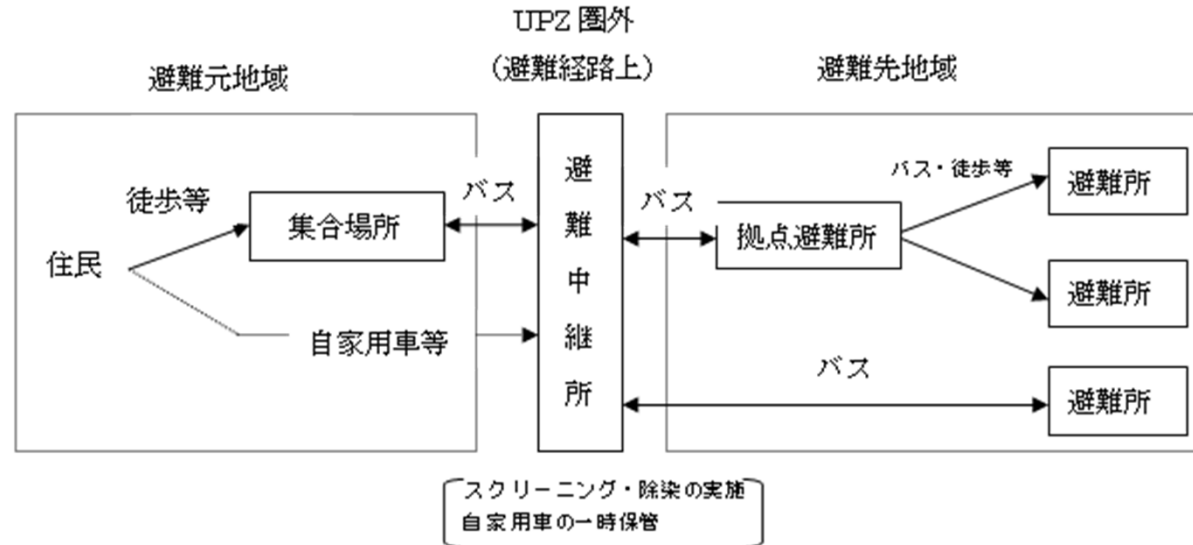
- 1 情報収集事態発生 → 国の緊急時モニタリング解説書を待って記載する文言を検討予定
- 2 警戒事態発生 → 緊急時モニタリングの準備を開始
- 3 施設敷地緊急事態発生 → 国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するとともに、緊急時モニタリングを開始
～全面緊急事態 国は、速やかに緊急時モニタリング実施計画を作成
緊急時モニタリングセンターは、実施計画に基づき初期モニタリングを実施
- 4 緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認して、共有するとともに、その結果を原子力災害対策本部に送付
- 5 緊急時モニタリングセンターは、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価を共有するとともに、関係府県等に連絡

平成25年度 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）改定案の概要（2）



平成25年度 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）改定案の概要（3）

広域避難計画の作成



安定ヨウ素剤の備蓄および配布

【災害事前対策】

- 1 緊急時の配布に備えて、UPZ内住民および防災業務従事者等相当分を備蓄することとし、備蓄場所および緊急時の配布場所を決定
→備蓄場所および配布場所は、広域避難計画に明記
- 2 緊急時における配布手続きおよび服用に關与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。
→被ばく医療マニュアルに明記

【緊急事態応急対策】

- 1 緊急時における配布および服用は、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示
- 2 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示または独自の判断により、原則として医師の關与の下で、服用させる。

【UPZ以遠の地域への対応】

原子力規制委員会におけるPPA(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置実施区域)対策の検討を待って、今後検討。

平成25年度 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）改定案の概要（4）

放射性物質の琵琶湖への影響予測結果の反映

1 琵琶湖の有する価値について

第1章「総則」－第5節－第1「滋賀県の地域特性」に、琵琶湖について以下の観点から記述を追加。

- (1) 約400万年の歴史を持つ、世界有数の古代湖としての琵琶湖
- (2) 60種以上の固有種に代表される多種・多様な生態系を有する琵琶湖
- (3) 近畿1450万人の命の水源としての琵琶湖

2 放射性物質の琵琶湖への影響予測結果について

第1章「総則」－第5節－第2「予想される影響」に、放射性物質の琵琶湖への影響予測結果を追加。